

## 噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（第9回） 各委員からの主な御意見について

- 災害対応の際に自治体や協議会が避難計画をその判断に活用した事例があるので、次回でもよいので紹介できるとよい。
- 資料 3-2 で、居住地域の避難の特徴として、比較的リードタイムがあるという表現は不適切ではないか。火山によっては居住地といえどもリードタイムはほぼない場合もある。
- 資料 3-2①について、個々の自治体がそれぞれ避難計画を検討するのではなく、他の自治体の考え方や整理している資料等知ることができるワークショップ形式で検討することが有効である旨を記載した方がよい。
- 資料 3-2①について、避難対象人数は、居住者の人数だけでなく、一時滞在者や通過者等の流動人口も含め、その地域内にいる人を考えることがわかるように記述すべき。
- 資料 3-2①の P5 について、想定される来訪者数は「平均」ではなく「最大」を考えることを記述すべき。
- 火山災害における指定緊急避難場所の用語の使い方には注意する必要がある。指定緊急避難場所は安全が確保できる場所であり、一時集まるための場所とは異なる。安全が確保できる場所でなければ、一時的な避難場所としても使えないという誤解を与えないようにすべき。
- まず緊急的には一時的に避難をし、そこからさらに遠くへ避難する、という二段階避難のしくみを作るということではないか。一時的な避難の際には、避難場所を指定するかどうかには必ずしもこだわる必要はないのではないか。
- 資料 3-2①について、検討の対象とする現象とその影響範囲の確認を行う旨を明記すべき。
- 避難経路は矢印で方向を示したり、避難経路を示す図には道路だけを表示したりしている例もある。避難経路については事例で多様なやり方があるということを示して、それぞれの山の特徴に応じて適切なパターンを考えてもらうのもよい。
- 資料 3-2②について、登山道の様子や携帯電話の電波状況など、できれば担当者が現地を確認しておけるとよい。
- 事前に避難路を詳細に図示すると、災害時の状況を踏まえず、決められた方向に避難してしまう、登山者のとっさの判断が鈍ってしまう可能性がある。ある程度は登山者に判断をまかせる部分があってもよいのではないか。
- 火山災害の軽減のための条例（登山届の提出義務化など）を策定したような取り組みも紹介できるとよい。
- 自治体での避難訓練の実施は、避難計画の見直しにもつながるので、各自治体でぜひ実施して欲しい。

以上